

補正予算額：277億円【対策規模：842億円】

北海道

1 感染拡大の防止と医療提供体制の強化

■ 新型コロナウイルス感染症の早期終息に向け、できることは全てやるという考え方の下、国の緊急対応策も踏まえ、感染拡大の防止や医療提供体制の確保に万全を期す

① 検査体制の整備等 77百万円【103百万円】

- ・道立衛生研究所や道立保健所においてPCR装置などを整備し、迅速に検査できる体制を構築
- ・民間病院などでのPCR検査（保険適用）に際しての自己負担分を公費により負担

② 医療提供体制の強化 613百万円【753百万円】

- ・帰国者・接触者相談センターを道庁及び道立26保健所に設置・運営（2/7～）、道庁では24時間対応（3/2～）
- ・感染が疑われる患者の外来診察や新たな入院患者の受入に協力する病院に対し、必要な設備の整備を支援
- ・道立衛生研究所や道立保健所における防護用品などの購入や市町村が行う消毒作業への支援
- ・感染症患者が増加した場合に備え、受入可能な病床を確保
- ・感染症患者の入院に際しての自己負担分を公費により負担

③ 子どもや重症化リスクが懸念される方への感染拡大の防止 337百万円【343百万円】

- ・介護施設、障がい福祉施設、児童福祉施設などにおける衛生用品の購入や個室化改修を支援
- ・幼稚園や認可外保育所における衛生用品の購入を支援（※認可保育所は国が市町村に直接補助）
- ・児童相談所などにおける個室化改修を実施

④ 安全・安心につながる情報の発信 1百万円【1百万円】

- ・道庁公式HPやSNSによるスピード感ある情報発信などの実施
- ・感染者数など、道の情報を広く民間などが活用できるようオープンデータとしてHPで発信
- ・外国人への多言語での情報の提供

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策

2 道内経済や道民生活への影響の緩和

■ 新型コロナウイルス感染症が道内経済や道民生活に大きな影響を与える中、事業の継続と雇用の維持に全力で取り組むとともに、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す

① 国の政策とも連携し、中小・小規模事業者の事業継続・雇用維持を強力に支援

25,063百万円 【81,323百万円】

〔融資枠 81,000百万円 ※対策規模は融資枠と重複する補正予算額を除く〕

- ・道独自の資金繰り支援として、中小企業総合振興資金に
 - 新たに短期資金の融資枠(新型コロナウイルス感染症緊急貸付)を創設し、信用保証料を軽減(売上が急減した小規模事業者は保証料負担無し)
 - 経営環境変化対応貸付の融資条件を緩和し、低利融資を拡充
- ※道として国に緊急要望を行い、資金繰り支援の大幅な拡充(危機関連保証の初の発動や実質無利子・無担保融資の創設など)や雇用調整助成金の特例(道内の事業主に対する助成率の引上げ)を実現

② 感染リスクを低減しつつ経済活動を行う取組を支援 233百万円 【233百万円】

- ・北海道ブランドの維持に向け、通販サイトを活用した北海道物産キャンペーンを開催し、道産品の割引販売を実施
- ・小規模事業者の感染拡大防止の取組や感染リスクを低減する事業活動などを国の制度と連動して支援
- ・中小・小規模事業者に対し、きめ細かな相談体制を構築するなど、事業活動の維持を後押し
- ・感染症対策に関する企業・団体の取組事例(感染予防や消費喚起の工夫など)を積極的に発信し、横展開を促進

③ 学校の臨時休業等に伴って生じる課題への対応 1,410百万円 【1,424百万円】

- ・休業期間中の子どもの居場所確保のため、放課後子ども教室の運営支援などを実施(※放課後児童クラブは国が実施)
- ・収入減少があった世帯を対象に生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金)の特例貸付けを実施
- ・学校給食の中止に伴い学校給食費を保護者に返還するとともに、調理委託業者の衛生管理を支援

④ 時機を捉えた国内外への観光プロモーション《状況の推移を見極め、今後検討》

⑤ 行政手続等に係る臨時措置

- ・個人道民税、個人事業税など道税の申告・納付期限の延長、申請などの期限の延長
- ・公共事業や物品購入などにおける工期や履行期限の柔軟対応、繰越しの弾力的な対応

〔国への要望〕 緊急要望を実施(2/29、3/6)。今後の国の更なる対策を見据え、必要な事項について引き続き要望